佐賀県告示第 304 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成 30 年 7 月 31 日

佐賀県知事	Ш	祥	義
エスハハロナ		 1.1	ナル

事業所名称	開設者名称	主たる事務所 の所在地	事業所所在地		変更年月日
玄海町社協 デイサービ スセンター	社会福祉法人 玄海町社会福 祉協議会 会 長 鬼木 茂 信		旧	東松浦郡 玄海町大 字 新 田 1809 番地 14	平成 29 年 7月1日
			新	東松浦郡 玄海町大 字平尾380 番地1	